

子育て世代包括支援センター ネウボラざまりん

市役所2階ネウボラざまりんでは、母子保健コーディネーターや子育てパートナーが、妊娠や出産、育児に関する情報提供や相談対応などを、総合窓口として行っています。

また、授乳室やキッズスペースの他、個別相談室を設けており、子どもと一緒に安心して相談できる設備を整えています。



ネウボラとは

ネウボラざまりん

「相談・助言の場」を意味するフィンランド語です。

母子健康手帳などの発行

妊娠・出産・子育て支援プランの作成と、次の書類を発行します。30分程度掛かりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

- 発行するもの 母子健康手帳、妊婦健康診査費用補助券、妊婦歯科健康診査受診券、産婦健康診査費用補助券、乳房ケア費用補助券
- 持ち物 本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバー（個人番号）カードなど）
※代理人が来庁する場合は、本人・代理人双方の本人確認ができるものと委任状が必要です。

○問い合わせ先 ネウボラざまりん ☎046(252)7776

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

子育てファミリーのための 防災ハンドブック

市内の子育て世代から集めた防災に関する疑問やニーズを反映させた、子どもを守るために知りたい防災情報をまとめたオリジナルのハンドブックを作成しました。

このハンドブックは、育児用バッグを防災仕様にする方法や、災害時に役立つ知恵、地震や風水害への備えなど、子育てをしている家庭に役立つ防災知識を1冊にまとめています。

また、母子健康手帳に挟み込めるサイズなので、いつでも持ち歩くことができます。

家庭の災害対策に、ぜひご活用ください。

- 配布場所 市役所3階危機管理課・2階ネウボラざまりん、子育て支援センターざまりんのおうちゆめ・ひまわり・かがやき（市ホームページからダウンロード可）



防災ハンドブック

担当 危機管理課 ☎046(252)7395 ☎046(252)7773

ざまりんすくすくギフト

紙おむつなどの育児用品を子ども一人につき1回、1万円分まで支給する市独自の制度です。専用のカタログから好きな品物を選んで注文すると、自宅に届きます。

- 対象 市に住民登録がある0歳児の保護者（転入者含む）
- 育児用品の例 紙おむつ、お尻拭き、体温計、綿棒、ほ乳瓶、ベビーソープなど
- 申請方法 出生または転入後、市役所2階子ども政策課で配布する申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、〒252-8566座間市役所子ども政策課宛てに郵送または直接担当へ

担当 子ども政策課 ☎046(252)8025 ☎046(255)5080

最近の消費生活相談事例

「暮らしのレスキューサービス」でのトラブル

- ◆事例1 「見積もり無料」の広告を見て蛇口の水漏れを確認してもらったら、見積もりに掛かった費用を請求された。
- ◆事例2 鍵開けを依頼し、料金が高額であったため作業を断ったらキャンセル料を請求された。

【アドバイス】

- 広告表示や電話の説明をうのみにせず、契約時は複数社から見積もりを取り、十分に検討しましょう。
- 料金、サービス内容に納得できない場合は、きっぱりと契約を断りましょう。

電話勧誘での契約に注意

- ◆事例1 契約している大手電力会社を名乗る者から電話があり、余った電力を買い取るので契約番号を教えてほしいと言われ伝えた。その後、違う会社から突然、身に覚えのない請求書が届いた。
- ◆事例2 「電気料金が安くなる」と言われ、資料を請求したが、いつの間にか契約が切り替わっており解約料を請求された。

【アドバイス】

- 事業者名や契約条件を必ず確認し、自らの意思を明確に伝えましょう。
- 切り替え検討の意思が無ければ検針票の情報は伝えないようにしましょう。
- 電話勧誘で契約した場合、クーリング・オフなどができる場合があります。

ご利用ください消費生活センター

市消費生活センターでは、専門の資格を持つ相談員が、消費トラブルの相談などを受け付け、問題解決のためのサポートをしています。困ったときや、不明なことは座間市消費生活センターにご相談ください。

- 受付時間 月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～3時30分（年末年始、祝・休日を除く）
※偶数月の第2水曜日は午後のみ。
- 相談方法 電話または直接同センター（市役所1階広聴人権課内）へ
- 専用電話 ☎046(252)8490

担当 広聴人権課 ☎046(252)8495 ☎046(252)0220

産前産後の国民年金保険料免除

4月1日から、国民年金第1号被保険者が出産をした際には、出産予定日または出産日の属する月の前月から4カ月間（多胎の場合は出産予定日または出産日の属する月の3カ月前から6カ月間）、国民年金保険料を免除します（任意加入期間を除く）。

- 対象 2月1日以降に妊娠85日（4カ月）以上の出産（死産、流産、早産および人工妊娠中絶を含む）をした国民年金第1号被保険者
- 申請期間 出産予定日の6カ月前から申請可能（4月1日受付開始）
- 添付書類 ▽出産前＝母子健康手帳、医療機関が発行した証明書または出産予定日を明らかにすることができる書類 ▽出産後＝原則不要（被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日と親子関係を明らかにする書類） ▽死産＝死産証明書、死胎埋火葬許可証、母子健康手帳、医療機関が発行した証明書または死産などの日と身分関係を明らかにすることができる書類
- 申請方法 市役所1階国保年金課または年金事務所で配布する申請書（4月以降に日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）からダウンロード可）に必要事項を記入し、直接担当へ
※申請書の郵送を希望する方は、電話、ファクスまたは直接担当へお問い合わせください。

○問い合わせ先 ▽ねんきん加入者ダイヤル＝☎0570(003)004（IP電話、PHSからは☎03(6630)2525） ▽厚木年金事務所＝☎046(223)7171

担当 国保年金課 ☎046(252)7035 ☎046(252)7043